

■ 榿原市教育施設再配置基本方針【概要版】

1. 本方針の位置付け

榿原市教育施設は、子どもの数の減少や建物の老朽化等による課題が生じています。

今後はこれらの課題を解消しつつ、多様な教育的ニーズや地域の実情に応じた良好な教育環境を築いていく必要があります。

これら課題解消に向けて、教育施設の再配置の実施が必要になると見込まれるため、「榿原市公共施設等総合管理計画」を踏まえつつ、「榿原市教育施設再配置基本方針」を策定しました。

1.1. 対象期間

基本方針は、38年を対象期間として「前期」「中期」「後期」に分割しています。長期間にわたる人口推計値を使用して様々な検討を行っているため、国勢調査の実施結果をもとに5年ごとの人口動向を把握して、基本方針の人口推計値を更新します。

国の仕組みをはじめ、教育ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応するために、定期的な見直しを行います。

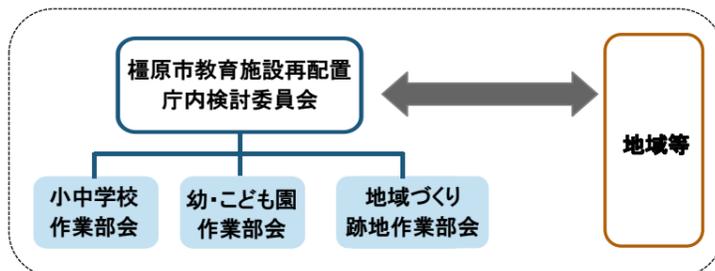
また、基本方針に基づき、10年ごとに実施計画を策定します。

期間	2018年度～2025年度 【8年間】	2026年度～2045年度 【20年間】	2046年度～2055年度 【10年間】
基本方針の流れ	前期	中期	後期
実施計画の流れ	実施計画① 計画策定	実施計画② 計画策定	実施計画③ 計画策定
		実施計画④ 計画策定	

表：対象期間

1.2. 推進体制

榿原市では部局間の連携を強化した庁内検討委員会を組織します。基本方針に基づき、地域等への説明を行い、実施計画を策定するに当たっては、地域等、関係者の皆様と協議を行い、より良い教育環境の整備を進めます。



図：推進体制のイメージ

2. 榿原市教育施設再配置の基本方針

2.1. 榿原市が目指す教育と教育環境

教育は「人づくり」「まちづくり」の基礎となるもので、「まちづくり」は「人」によりなされていくものです。少子高齢化が加速する今日、「人」づくりは重要課題です。また、子どもたちが育っていく社会環境は、知識・情報・技術をめぐる変化が加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、我々の予測を超えた早さで進展するようになってきています。

適正な規模では、経験年数、専門性、男女比等のバランスの取れた教職員配置ができ、より多くの教職員の目で児童生徒を見ることができるほか、運動会や音楽会などの学校行事の運営もスムーズに行うことができます。さらに、教職員の転出入の機会が増えるため、学校の活性化につながりやすくなります。

教育施設の再配置には大きな負担も伴いますが、学校教育が果たす役割を十分に発揮するため、一定の学校規模を確保し、魅力ある学校づくりに力を注ぐことがきわめて重要と考えています。

また、施設整備については、時期を失することなく大規模改造や長寿命化改修などによる安全安心な施設整備を今後も計画的に進めていきます。

成長期にふさわしい教育環境に近づけるためには、再配置は避けては通れない状況にあり、豊かな未来を創造することができる教育環境の構築を目指して取組を進める必要があると考えています。

2.2. 基本的な考え方

現在、榿原市には小学校が16校、中学校が6校あり、そのうち既に5小1中学校が小規模校となっています。これらについては、次に示す基本的な考え方に基づき、再配置を推進していきます。

また、教育施設によっては、再配置の時期にあわせて校区・通学区の見直しを行うものとします。

教育施設の規模に関する考え方

標準規模	・40人（小学1年は35人）1学級の学級編制を行い、学校あたり12～18学級を榿原市の適正な教育施設の規模とする。
------	---

※11学級以下の学校を小規模校、19学級以上の学校を大規模校と区分します。

教育施設の配置に関する考え方

小学校の通学距離	・概ね4kmまでの範囲を榿原市の通学距離とする。
中学校の通学距離	・概ね6kmまでの範囲を榿原市の通学距離とする。

より良い教育環境の整備に際して留意すべき事項

魅力ある学校づくり	・教育施設の再配置は、教育環境の充実を第一義として行うものであることから、教育施設を整備する際には、近年の教育内容・方法に適應する改修を行い、再配置を契機に魅力ある学校づくりを行う。
他の公共施設との複合化	・多様な学習機会の創出や地域コミュニティの活性化に繋がるなどの効果を踏まえて、余裕教室を放課後児童健全育成施設など他の公共施設と複合化して活用する場合は、各施設の管理区分等の明確化や総合的な防犯・防災対策等に留意して、地域とともにある学校づくりを行う。
過渡期における小規模校の教育環境への対応	・教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み、地域とのつながりを活かした学習・体験活動の充実や他校との連携を構築するなど、他の教育施設との教育環境に差が生じないように努める。

2.3. 再配置実施に際し配慮すべきこと

2.2. 基本的な考え方に加え、下記の項目に考慮しながら再配置を進めていきます。

- (1) 既存施設を活用した再配置の実施
- (2) 榿原市学校施設整備基本計画との整合
- (3) 榿原市教育施設再配置実施計画の作成
- (4) 新しい教育環境への対応
- (5) 安全な通学手段の確保

2.4. 再配置の進め方

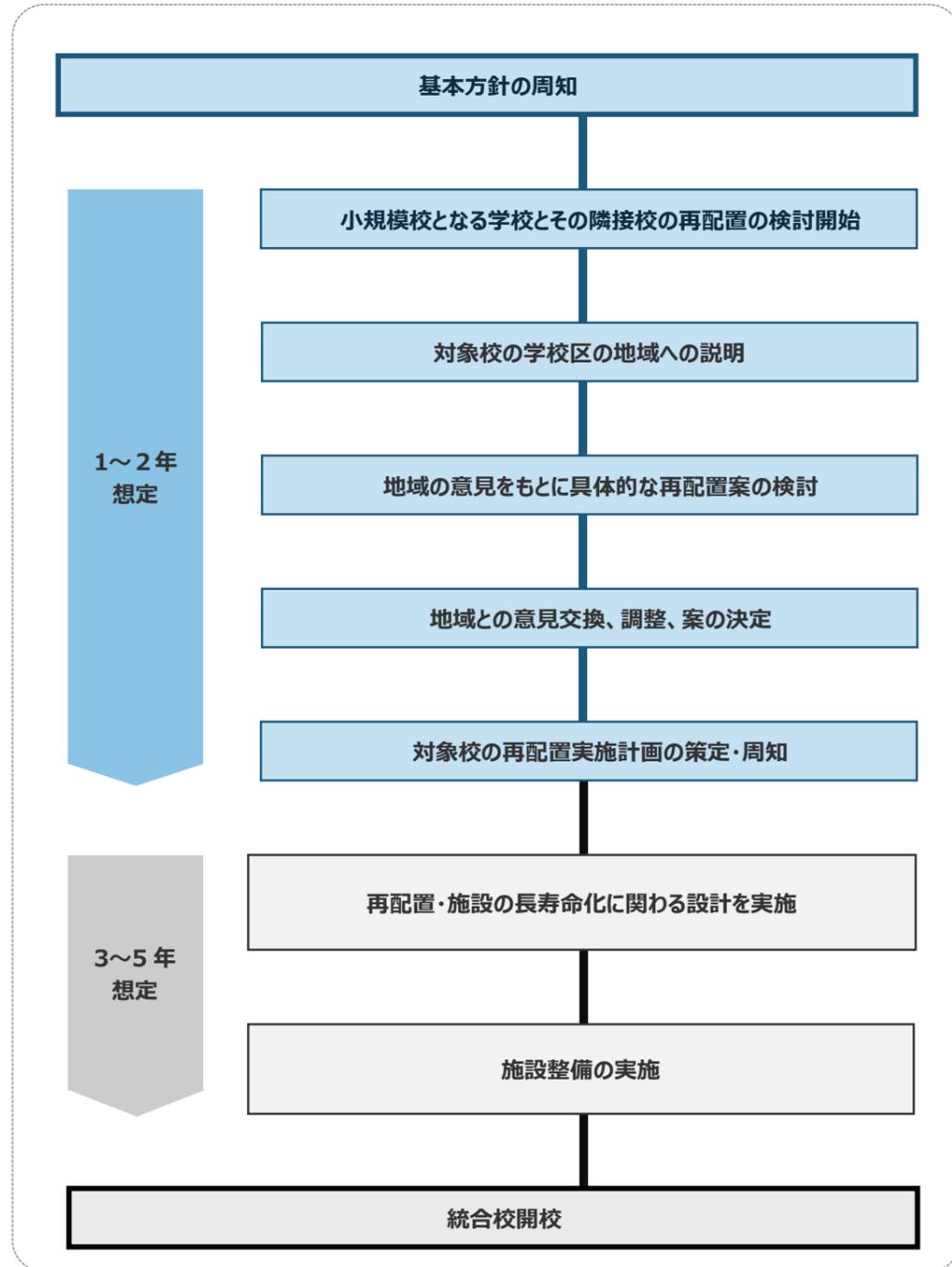
再配置の実施にあたっては、まず、基本方針の内容を基に再配置対象校を選定し、再配置の可否などについて検討を進めていきます。検討後、具体的な統廃合案などを示す再配置実施計画を策定したうえで再配置に着手します。

- (1) 再配置対象校の検討
- (2) 再配置実施計画の策定
- (3) 学校の統廃合など、再配置の実施
- (4) 再配置における施設整備

3.再配置の実施に向けて

再配置の実施にあたっては、基本方針を踏まえ、実施計画を策定した上で進めていきます。

具体的な再配置実施までの流れの一例を下記に示します。実施計画は地域との十分な協議を重ねながら決定していきます。



4.小規模化する学校とその時期

現時点の児童生徒数の推計により、今後38年間で小規模化する学校とその時期を以下の表に示します。

	学校施設名	年度	前期		中期				後期	
			現在～2020	2021～2025	2026～2030	2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	2051～2055
畝傍中学校区	畝傍中学校									●
	畝傍南小学校									
	畝傍北小学校					●				
	畝傍東小学校									
八木中学校区	八木中学校									
	鴨公小学校						●			
	晩成小学校				●					
	耳成小学校									
	香久山小学校		●							
大成中学校区	大成中学校			●						
	今井小学校		●							
	真菅小学校									
光陽中学校区	光陽中学校				●					
	金橋小学校									
	新沢小学校		●							
白樺中学校区	白樺中学校		●							
	白樺南小学校		●							
	白樺北小学校		●							
榺原中学校区	榺原中学校						●			
	真菅北小学校									
	耳成西小学校								●	
小規模化する学校数			5小・2中		3小・2中				1小・1中	

※赤文字：現時点で既に小規模校

5.再配置の組合せ

現時点において想定される再配置の組合せ案を以下に示します。いずれの組合せにおいても、すべての学校を同時に実施することは困難であるため、再配置を実施するまで、過渡的に小規模校が解消されない期間が長くなる学校が複数発生します。これらの学校に対しては、小規模校の課題に可能な限り対応し、教育環境の維持に努めるものとします。

	年度	前期	中期	後期
		現在～2025	2026～2045	2046～2055
畝傍中学校区		畝傍南小・畝傍北小統合	→	畝傍中・白樺中統合
八木中学校区		●	鴨公小・晩成小・香久山小統合	
大成中学校区		大成中・光陽中統合	→	今井小・真菅小統合
光陽中学校区			→	金橋小編入(大成中学校区) 新沢小統合(白樺南北統合小へ)
白樺中学校区		●	白樺南小・白樺北小統合	
榺原中学校区				真菅北小・耳成西小統合 →